

花巻市国民保護計画変更概要書（ページ修正、国の指針・法の見直しによるもの）

頁	編	章	標 題	変更概要	変更理由
目次	—	—		「第3篇第7章」以下ページ数を修正	行間の変更に伴う修正
16	2	2	4	「施設の収容人数、構造、保有設備等の」を追加	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正
17	2	2	5	「毒劇薬(薬事法)」を「毒劇薬(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全の確保等に関する法律)」に変更	法律名の改正に伴う修正(薬事法等の一部を改正する法律：平成25年法律第84号)
21	2	4	2	「凶り、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等武力攻撃事態等に特有の訓練について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。」を追加	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正
31	3	1	2-(7)-⑩	「要配慮者等の避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に変更	災害対策基本法の改正(H25.6)に伴う修正
33	3	2	2-(2)	「武力攻撃等合同対策会議」を「武力攻撃事態等合同対策協議会」に変更	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正
39	3	3	2-(1)	「警報の伝達方法について、原則として以下の要領により行うが、当面の間は、防災行政無線による伝達のほか、有線放送や広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、現在市が保有する伝達手段に基づき実施する。」を「警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、警報の伝達方法について、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。」に変更	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正

39	3	3	2-(1)-②	<p>「【全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合の対応】弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民に警報を伝達する。」を「【全国瞬時警報システム(J-ALERT)によって情報が伝達されなかった場合】緊急情報ネットワークシステム(Emernet)によって伝達された情報をホームページに掲載する等により周知を図る。」に変更</p>	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正
40	3	3	2-(3)	「避難支援プラン等」を「避難行動要支援者名簿」に変更	災害対策基本法の改正(H25.6)に伴う修正
42	3	4	2-(2)-⑥	「避難支援プラン等」を「避難行動要支援者名簿」に変更	災害対策基本法の改正(H25.6)に伴う修正
53	3	6	3-(1)-①	「指定行政機関」を「内閣総理大臣、原子力規制委員会」に「指定行政機関の長」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに」に変更	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)及び国民保護法第105条への整合のための修正
53	3	6	3-(1)-②	「指定行政機関」を「内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。)」に変更	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)及び国民保護法第105条への整合のための修正
54	3	6	3-(4)	<p>「配布」を「服用」に変更</p> <p>「安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時機の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、」を削除</p>	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)及び国民保護法第105条への整合のための修正

54	3	6	3-(5)	「スクリーニング及び除染の実施」を「避難退域時検査及び簡易除染の実施」に変更	国民の保護に関する基本指針の見直し(H29.12)に伴う修正
----	---	---	-------	--	--------------------------------

備考1 「変更概要」欄には、変更箇所毎にその内容を記入すること。

備考2 「変更理由」欄には、変更するに至った根拠法令、組織改編の内容等を記入すること。  
 なお、同一の理由により複数の箇所を変更する場合は、適宜まとめた形で記載すること。

様式4 (第3関係)

花巻市国民保護計画変更概要書 (県計画の変更によるもの)

頁	編	章	標 題	変更概要	変更理由
用語	—	—	く	「武力攻撃事態等対策本部」の名称を「事態対策本部」に変更	岩手県国民保護計画の見直し(H28.3)に伴う修正 ○災害対策基本法の一部改正に伴い、「武力攻撃事態等対策本部」の名称を「事態対策本部」に変更されたことを踏まえた用語の整理
用語	—	—	こ	「事態対処法第22条第1号」を「国民保護法第2条第3項」に「同号へに」を「同項第6号に」に変更	岩手県国民保護計画の見直し(H28.3)に伴う修正
用語	—	—	し	「第252号」を「(平成15年政令第252号)」に変更	岩手県国民保護計画の見直し(H28.3)に伴う修正

備考1 「変更概要」欄には、変更箇所毎にその内容を記入すること。

備考2 「変更理由」欄には、変更するに至った根拠法令、組織改編の内容等を記入すること。  
なお、同一の理由により複数の箇所を変更する場合は、適宜まとめた形で記載すること。

様式4 (第3関係)

花巻市国民保護計画変更概要書 (市独自の変更によるもの)

頁	編	章	標 題	変更概要	変更理由

備考1 「変更概要」欄には、変更箇所毎にその内容を記入すること。

備考2 「変更理由」欄には、変更するに至った根拠法令、組織改編の内容等を記入すること。  
 なお、同一の理由により複数の箇所を変更する場合は、適宜まとめた形で記載すること。